

平成 29 年 12 月 18 日  
宮 内 庁

## 天皇陛下の御退位に伴うお住居の移転等について

今般、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の施行日が決定し、皇位の継承が行われることとなった。皇位継承後は、新天皇皇后両陛下が先々の御公務を円滑にお始めになるためには、できるだけ早く皇居にお移りいただくことを最優先しつつ、しかる後に、上皇上皇后両陛下、皇嗣同妃両殿下に、それぞれのお住居に落ち着いていただくことが重要であることを踏まえ、皇位継承に伴うお住居の移転等について、次のとおりの対応を予定している。

1. 御退位の後、上皇上皇后両陛下には、できるだけ早く、現在お住まいの御所から、御仮寓所として改修整備した高輪皇族邸(旧高松宮邸)に御移居になる。
2. その時点から直ちに御所の改修工事を行い、改修後、新天皇皇后両陛下には、現在の東宮御所から直接皇居内の御所へと御移居になる。
3. 次いで、現在の東宮御所の改修工事を行い、改修後、上皇上皇后両陛下には、御仮寓所から、仙洞御所となる現在の東宮御所へと御移居になる。

なお、御仮寓所であった高輪皇族邸については、それ以降は、赤坂東邸に代わる皇族共用殿邸として活用を図る。

4. 皇嗣同妃両殿下には、引き続き、現在の秋篠宮邸にお住まいいただくこととし、建物の老朽化・狭隘化、御身位の変更に伴う御活動の拡大等を踏まえ、赤坂東邸との一体的活用を図りつつ、御殿の増築改修工事を行う。